

産業構造審議会 保安分科会 火薬小委員会（第5回）-議事要旨

日時：平成27年6月19日（金曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省別館1階114各省庁共用会議室

出席者

委員

小川委員長、新井委員、飯田委員、小勝委員（河野委員代理）、古川委員、小林委員、佐久間委員、鈴木委員（穂積委員代理）、高木委員、高嶋委員（辻田委員代理）、東嶋委員、友田委員、三浦委員、見上委員、三宅委員

事務局

寺澤商流通保安審議官、三木大臣官房審議官、吉村保安課長、吉野鉦山・火薬類監理官（※「吉」は「土」に「口」）、福原火薬専門職、本間課長補佐、太田火薬類保安対策官

議事概要

1. 産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WGの検討状況について

事務局より資料1について説明。

委員

- 火薬類の安全性を検討する際は、自然災害やテロも考慮する必要がある。

委員

- 建設業では山間部の狭いところで火薬を扱っているので、爆発威力の低い爆薬の保安距離見直しを是非進めていただきたい。

委員

- 爆発威力の低い爆薬でも不純物が入ると、爆発威力が上がることも考えられる。そのため、品質管理や工程管理が重要であり、作業者への教育面での指導もしっかりと行う必要がある。

委員

- 新技術、新市場への対応であれば、火薬類だけのことを考えているだけでは不十分であり、新しい技術のリスクも考えて広い視野を持つ必要がある。

委員

- 販売業者が火薬庫を持たずに庫外貯蔵庫だけで商売するにはどのような方策があるかを事務局として検討しているということか。

事務局

- 販売業者が少量の火薬類を扱うときだけに火薬庫を持たなくてもいいということを考えている。

委員

- これは経済的な面から出た話だと思うが、火取法13条を改正しないといけないと考える。

事務局

- 13条の後段部分のただし書きでどのようなことが可能であるのか考えていきたい。

委員

- 火薬庫を持っているからこそ常に保安に気を配っている。単に、賃貸料が高いことや少量の火薬類だから庫外貯蔵庫のみで良いとなると、このような気持ちがなくなり、これまで事故のなかった流通での事故が懸念される。

事務局

- 現時点では中間整理案の段階であり、これで決定ということではない。どういう場合に庫外貯蔵庫のみでいいのか、またダメなのかを意見を踏まえて検討していきたい。

委員

- 時代に沿って、現場の声を聞きつつ非効率なところを見直すのは良いと思う。一方で事故は発生するので、事前相談を受ける人の人数の確保や十分な専門的知識の習得といったソフト面での対策も必要である。

2. 自主保安の高度化の支援等について

事務局より、資料2について説明。

委員

- 事故件数や負傷者数が解釈の違いで異なるのは問題であるので、事故定義をはっきりとしてほしい。

委員

- 異常事態が発生したら、すぐに報告し、事故かどうかはその後の詳細な情報を踏まえて整理すれば良い。

委員

- 今は県から報告されたものが全て事故になっている。C+やC-を作るとしても事故扱いとなる。そうではなく、事故ではないものをマニュアルに記載していただきたい。

委員

- 事故定義に該当しないからと言って、報告せずに隠されることは避けるべきであり、異常事態はすべて報告させ、事故ではないものはきちんと国のほうで除外し、ヒヤリハットとして扱うのが良いと思う。

委員

- 高圧ガス保安法や消防法での事故定義はどうなっているのか調べてみるのも良い。

委員

- 製造保安責任者の代理者が複数の製造所で兼務することが可能な場合の検討を進めていただきたい。また、貯蔵や消費における兼務についても検討をお願いしたい。

委員

- 保安責任者の代理者の兼務については、1つの会社を超えた場合も想定して検討しているのか。

事務局

- 具体的には、まだ検討していない。別会社で製造ラインを持つことがどういうことなのかをまずは検討したい。

委員

- 地方分権が進む中では、都道府県や市町村が事務を円滑に行うためのマニュアル整備が必要である。

委員

- 安定度試験の試験方法について、昭和25年と変わっていないとのことだが、代替試験方法をスピード感をもって検討していただきたい。

委員

- 安定度試験について、新しい物質に対しても対応可能な試験方法も検討していくことが必要である。

委員

- 安定度試験はこれまでの知見から二トロセルロースだけを対象とする等、対象範囲も検討すべきである。

3. 火薬類の技術基準等の見直しについて（中間整理）（案）

事務局より、資料3について説明。

委員

- 消費についても今後検討していただきたい。また、事故定義の解釈が現場で異なるのは困るので明確にしていただけるとありがたい。

委員

- 資料3は中間整理の素案であり、指定検査機関のことを含め様々な意見が出たので、今日の議論を踏まえて、委員長に一任する形で資料3を修正していただきたい。

事務局

- 承知した。委員長と相談の上、資料3を修正する。

委員

- 見直しの基本的考え方の記載内容は良いと思うが、まず現在の法律の上で達成されている安全が今回の見直しによって損なわれないことを前提に様々な合理化がなされるという記述が必要だと思う。

事務局

- 承知した。

4. その他

特になし。

関連リンク

[産業構造審議会 保安分科会 火薬小委員会の開催状況](#)

お問合せ先

商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1870
FAX：03-3501-6565

最終更新日：2015年6月23日